

## 雇用・政策実現の取組み

# 労働組合の雇用をはじめとした政策実現活動が 具体的にどのように行われているか！

金子 浩 (連合山形副会長・JAM南東北山形県連絡会会長)

### 1. はじめに

皆さんこんにちは。連合山形で副会長をしております金子と申します。今日は労働組合として自分達が求める政策制度をいかに実現させて行くかをご説明させて頂きたいと思っております。それでは簡単な自己紹介をさせて頂きます。(資料2ページ) 連合という大きな組織があり、680万人が加盟する組織となっております。連合の中には、産業に合わせたそれぞれの組織があり、産業別組合と言います。そこにJAM(ジャム)があり、その地方組織としてJAM南東でJAM山形県連絡会の会長をしております。出身は、かわでん労働組合で執行委員長をしております。連合山形の正式名は「日本労働組合総連合会山形県連合会」と言います。連合の地域版という事です。現在32の産業別組合、4万9千人が参加をしている訳でございます。その副会長という事になります。それでは「JAM」とは一体何ですかという話です。(資料3ページ) JAMは、Japanese Association of Metal Machinery, and Manufacturing Workersの略です。JAMは、機械・金属産業を中心とする産業に働く仲間35万人が集結している産業別の労働組合になります。

### 2. 講座概要と結論

それでは、(資料4ページ) 今日の講座概要ですが、本日私がお預かりしたテーマは、「労働組合の雇用をはじめとした政策実現活動が具体的にどのように行われているか！」です。まずは最初に(資料5ページ) 結論から申し上げさせて頂きたいと思っております。やはり、働く人の立場に立った政策を立案し考え、その実現を目指して行くという事であり、活動といたしましては、やはり政策・制度を要求して行くという事であり、その主な活動内容が政党への要請です。そして国会、県や市や町や村の議会に請願。集会やデモ行進なども行って、政策の実現、政策制度の要求を活動としている部分。もう1つ、政治・政策の学習です。いったい自分達が関わっている政治、そして政策を勉強していかなかったら立案も出来ない訳です。だから政策・制度の学習会とか、政治に対する学習会と講演会を通じて、組合員や一般の方により広く分かって頂いて私達の意見もそこで共通認識として頂きたいという活動もしている訳です。もう1つ選挙活動とあります。各級選挙。各級というのは、国会議員の選挙、知事選挙、県議会議員、市町村の議員選挙があります。私達の考えを聞き入れて、同じような考えを持っている人達を推薦して、私達の意見を議会の場に持って行って政策を実現させて頂きたい。だから、私達はそういった方を積極的に支援していくという活動をしているという訳であります。

ここに色々写真があります。これは連合山形と経営者団体との懇談会の写真。労使首脳懇談会といわれています。山形県の労働者代表、経営者側の代表の方達と自分達の考え、政策や制度に対することの意味を交わすという事をやっています。この写真は皆さん見た時あると思います。春にやっているメーデー、デモ行進やっていますね。こちらは、この間の参議院選挙になります。ここに舟山やすえさん当選させるべく、決起集会を催している写真になっております。岡田会長、山形の会長、そしてこちらは連合本部の会長ですね、神津会長もいらっしやっていたという内容ですね。『働く人の立場に立った政策を立案しその実現をめざします』そして『政治活動はその代表的なものなのです』としております。

### 3. 労働組合と政治活動

結論から先に言いましたが、細かくて見づらいたが、(資料6ページ) 簡単に説明させていただきます。「労働組合と政治活動」とあります。この部分は、職場の悩みなどになります。いろいろな身近にある困りごと。政治は他人事じゃありません、自分達の身近な問題を解決させるために政治はあるのです。という事をこちらの部分で説明しています。働く人の声を届けるためには、労働組合は政治活動を行っていますという事をここに書いてあります。労働組合が働く人の代表を送り込んで、そして、働く人の生活改善のために活動しているという内容をこちらのページで表わさせて頂いておりますが、ちょっと細かいので時間ももったいないので飛ばさせて頂きたいと思っております。それでは、(資料7ページ) この頃皆さん、政治に無関心であるとか

投票率が低いとかよく耳にされるかと思えます。でも、政治に無関心であっても全く無関係では無いのです。私達は、日本で生活している以上、日本の法律、政策や制度の中で生活をしているのです。日本の政治制度は議会制民主主義です。国民から選ばれた代表、国会議員で構成される国会が立法作業を行って、政策や制度の仕組みが作られている訳であります。そこで決められた内容に基づき行政が政策や制度を執行する。これが国の仕組みとなっています。だから、私達はどんどんどんどん声を上げて政治や社会に関わって行かなければならないのです。そして、税金とか、社会保障、雇用政策など勤労者の生活に影響を与える問題は、連合がわが国の労働組合を代表して勤労者・生活者の視点から政府に政策・制度の改善を求めて行くという事であります。

#### 4. 連合の政策・制度の要求

この連合の政策・制度の要求につきましては、2年単位でまとめられております。最重要課題に絞って実現させるための取組みを展開させて頂いているという訳です。と言うのは、絞らないともものすごい数になります。先程の連合の686万人の声やはり十人十色です。いろいろな問題がある訳ですが、やはりその中でも大事なことに絞って、重要課題として実現させていくという考えであります。次に、(資料8 ページ) 政策制度の要求と労働組合という部分になります。大事な部分なのでゆっくりと説明させて頂きたいと思えます。労働組合、賃金や労働条件、職場の環境の維持向上といった職場レベルでの取組を行っています。先程と室戸先生がおっしゃったような事になるかと思えます。私達の暮らしは、職場での労働条件から、給料上げるとか、ボーナスがいっぱい欲しいとか、休みをもっと増やして欲しいとか、そういった事です。勤め先に対して生活の維持・向上を訴えて行くだけでは良くなりません。何故。税制、税金、雇用、環境、労働法制、社会保障制度、経済政策などこういった問題は、国や地域社会の政治、経済の状況に大きな影響を受けているのです。私達が自らの生活の維持向上、そして幸せを追求させようとするなら、企業、会社へ対する要求だけではなく、外に出て積極的に政治や経済に関わって行く事が必要であるという事です。(資料9 ページ) 連合は、働く者、生活者の立場から政策・制度について提言を行い、国・自治体・政党への働きかけや世論形成を通じて、その実現を目指しております。その具体的例が社会保障、税制、教育、環境、東日本大震災からの復興・再生などがあり、これらの政策制度の実現こそが、連合結成の原点であると、このように考えております。だから、政策実現力を高め、働くことを社会の軸としていきたいというのが連合の原点となります。それでは、もっと分かりやすくという部分のイメージ図となります。(資料10 ページ) 労働組合の仕事です。すべての働く人の雇用・労働条件の維持向上という部分は、こちらになります。労働組合、企業に対して要求し団体交渉を行って企業との交渉で決めること。賃金とか労働条件の維持向上を図っている。これが一般的な皆さんのイメージだと思います。健全な労使関係が一番大事になりますよ、という部分ですが今日はこちらの医療、年金、教育、環境など暮らしの安全・安心に関わる政策の提言など、政策実現活動というもう一つの方です。国や地方自治体に対する政策・制度の要求、そして法律や制度で決まる税や社会保障など、こういった事をイメージ図で説明させていただきました。ではもっと具体的に、(資料11 ページ) 皆さんアルバイトをされているかと思えます。アルバイトをされている方いますよね。(手を挙げて頂いた) いっぱいいますね。給料明細貰っていますよね。そうした場合、ここの部分、基本給とか職能給とか、家族手当は皆さん無いかもしれない。支給される部分、こういった部分はやはり会社に対しての団体交渉などで賃金上げて欲しいとかそういう部分なのです。でも税金とか健康保険、厚生年金。アルバイトでは無い部分があるかもしれません。でも今後皆さんが社会人になったら給料明細をもらいます。健康保険料、厚生年金、雇用保険料いろいろ引かれるのです。高いなあと思えます。私も今日ボーナス支給日だったのですが、ものすごく引かれてイライラくるくらい引かれています。また所得税とか住民税のそう言った部分、『引かれ過ぎじゃねえのかなあ』『もうちょっと安くなんねえのかなあ〜』と必ず思うようになります。そういった事を国、地方自治体などへ要求する。そういった事になります。だから皆さんが今後頂くであろう、お給料から見ても解決させる方向が二つに分かれているという事があります。政策を辞書で調べますと、(資料12 ページ) 公共体が主体となって行う体系的な諸策の事。政府や政党などの施政上の方針や策を示す事もあると書いてあります。雇用政策という部分もあります。政府が職業訓練の実施、雇用機会の創出によって失業を減らす「積極型政策」、減らすことが積極型の政策であって、あと失業給付を通じて社会保障という形で失業者の所得を手当てする「消極型政策」に大きく分かれるという風になっております。日本の「積極型政策」の例として「雇用調整助成金」や公共投資を通じた雇用の拡大が挙げられますとなります。この雇用調整助成金という部分は非常に難しいけど、皆さん習ってこられましたでしょうか。ここを話すとなんて長い時間が掛かってしまいますし、1つ1つ掘り下げて説明出来る時間も無いので、連合の政策

実現活動についての目次のようなところを説明させていただいて、皆さんに関わるようなところを詳しく説明させていただきたいかなと今日は思っております。それでは、(資料 13 ページ) 政策とは、理想と現実のギャップを埋めるものと言われております。今何が問題となっていて、その問題を解決させるために何が必要なのかであります。その具体策を明確に打ち出すこと。そして、国政や行政などにそういった具体策を明確にして改善をさせていくという事になります。そしてより良い政策を実現させるためには、皆さん聞いたことがあるかと思えます「PDCA」です。PはPlan (計画)、DはDo (実行)、CはCheck (評価)、AはAction (改善) をしていく。このサイクルによってより進化させていく事が望ましいと言われております。政策も同じ様に見直しが必要であるという事です。それでは、(資料 14 ページ) 連合の重点政策に移らせていただきます。連合といたしましては、「2017 年度 連合の重点政策の策定」にあたり、連合として最大限の労力を傾け、政策実現に向け取り組む項目として、重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を設定しております。2017 年度 (2016 年 7 月～2017 年 6 月) における実現にこだわり、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣伝活動とは街頭宣伝活動です。(街中に立って宣伝をするという事です) を通じた世論喚起など、連合本部、構成組織、地方連合会が (連合山形) 一体となって幅広い運動を展開していきます。という事になります。こういう (資料 15 ページ) 冊子が出されておられ、一個一個話しをしていくと大変な量になりますので大きい所だけ説明させていただきます。(1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進をあげております。(2) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業・地域産業への支援の強化です。(3) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現を目指しております。(4) 労働者の健康・安全の確保のため労働時間制度の見直しと労働者保護ルールの堅持・強化を図っていきますという事です。ここで言えるのが「特別条項付 36 協定」という難しい言葉がありますけれども、やはり働くにあたって、今大変に問題になりました電通の過重労働ですね。時間外労働が多すぎて、ブラック企業の問題とかいろいろあります。とにかく残業時間が 100 時間を超しているような事が見受けられています。そういった事を規制させていかなければいけませんよ！という事です。休息时间、勤務時間のインターバル規制の導入とあります。これはインターバルを取れ！という事です。夜の 12 時に会社を退社したら 9 時間空けなさいと決めてしまうのです。9 時間経たないと出勤させないという取り組みです。だから 12 時に帰ったのに 6 時にまた出勤しても駄目ですよ。帰りなさい！という規制ですね。まあ 9 時間がいいのか、12 時間がいいのか、そこの論議はまだいろいろあるとは思いますが、そういった事の取り組みを今一生懸命連合としてもやっているという部分になります。(5) すべての労働者の雇用の安定という部分 (6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス、仕事と生活のバランスが取れた社会の早期実現という事になります。(7) 「子どもの貧困」の解消に向けた政策の推進となっております。ここの部分、皆さんに関わるのはこちらです。高等学校、大学の学費引下げ、高等教育における給付型奨学金制度の導入の推進。こういった事も連合としてやっております。皆さん達の先輩うちの会社に入っています。奨学金借りていたのか聞いてみると、今返していますと返事が返ってきます。連合として給付型の奨学金制度の導入に向けた取り組みを一生懸命させていただいてはおります。

## 5. 政策の決定プロセスへの労働組合の関わり

それでは (資料 16 ページ) 「政策の決定プロセスへの労働組合の関わり」という部分になります。やはり政策を作っていくためにどの様に労働組合は関わっていくのか、どの様な手法で実現させていくのかという所です。連合の政策・制度要求の実現手法。やはり、実現させるためにはどういう具体的な行動を取っているのかを紹介をさせていただきたいと思えます。①から⑥まであります。①政府との協議、国会・県市町村議会への請願。先ほども少し話しました。②政党との協議 (政党要請、政策協定) です。③国会対策、審議会等への参加と意見の反映、④経営者団体との定期協議、⑤国際機関との連携、⑥集会、デモ、大規模キャンペーン、職場における運動、学習会、講演会など、となっております。これから、1 つずつページをめくりながら説明をさせていただければと思います。①政府との協議、国会・県市町村議会への請願。(資料 17 ページ) こちらが具体的なものです。連合本部が政府との協議、先ほど言った部分です。厚生労働大臣に対して重点政策に関する要請を実施しております。塩崎厚生労働大臣に要請書を手渡ししております。長時間労働の抑制、非正規労働者の処遇改善、医療・介護・保育現場の人材確保、仕事と生活の両立の 4 点を説明させて頂いたという事です。次は、(資料 18 ページ) 麻生財務大臣に対して、要請を行なっているところです。神津会長の方から震災からの復旧・復興、財政規律、税制改革、雇用保険、社会保障、教育に関する要請事項について説明しております。そこで麻生大臣からは、『一億総活躍社会の実現に向けて要請があった介護人材、保育現場

の処遇改善、給付型奨学金の創設なども検討していきたい』との事の様です。②政党との協議になります。(資料 10 ページ) こちらの方はこの間の第 24 回参議院議員選挙で行われました政策協定の内容です。なぜ政策協定という話になります。この協定を結んでおかないと大変な事になってしまいます。要は、『私達連合はあなたの政党を支援していくんだから、私達の考えを聞き入れて、当選した暁には私達の考えを持って国会に望んで頂きたいです』という大事な協定書です。だから神津会長と岡田代表がそれぞれ署名捺印して交換した。そういった大事な協定を結んで、私達連合は候補者の応援をして行くという事になるのです。③国会対策、審議会等への参加とあります。(資料 20 ページ) これは抜粋です。労働政策審議会という審議会があります。そこに労働者の代表として、この名前があがっている方達、この人達が産業別組織の代表の方です。ここに宮本礼一がいます。うちの J AM の会長ですね。上の方は公益側という、公益は大学の先生とか弁護士そういった方がいらっしゃる。労働者側代表、使用者側、使用者側とは会社側ですね。経営側の人達です。この三者で構成されて、ここで審議するという部分です。そういう所に積極的に参加し私達労働者の意見を反映させていくという行動をとっています。そしていろいろな分科会がありますが、同じようになっています。次に、連合本部の話になりますが、④経営者団体との定期協議という部分になります。(資料 21 ページ) 先程のプロセスの中の④です。抜粋ですが紹介します。1月5日、「2016 新年交歓会」を開催し、各政党代表や政府関係者、経済団体、労働界から約 1200 人が参加。1月29日、経団連との懇談会を開催し「春季労使交渉をめぐる諸問題」について意見交換を行う。2月29日、「若者雇用促進法活用セミナー～納得できる就活をサポートするために～」を開催した。2月22日、一般社団法人日本人材派遣協会(以下、派遣協)と派遣労働者の雇用の安定や処遇改善などに関して、1回目の意見交換会を開催。3月4日、一般社団法人日本生産技能労務協会(以下、技能協)と派遣労働者の雇用の安定と処遇改善などに関して、第1回目の意見交換会を開催3月17日、全国中小企業団体中央会(以降、全国中央会)との懇談を行い、「下請取引等取引環境」について意見交換を行っております。こういった形で、抜粋ですけれども経営者団体の方とこうお話を深めながら自分達連合の政策・制度についての意見交換を行っているという部分です。⑤国際機関との連携という部分になります。(資料 22 ページ) やはり、日本の中だけでは駄目だという事です。井の中の蛙ではいけません。やはり世界の方々と足並みを揃えて労働者の処遇改善に努めていかなければならないという観点から国際機関との連携も図っていますという紹介になります。「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」などと書いてありますが、時間の関係上こちらの方も、国際的にしっかりと他国と協調しているという事をお受け取りいただきたいと思います。⑥デモ行進、集会、大規模キャンペーンなど(資料 23 ページ) となっております。自分達の意見をどういった形で社会の方に、いろいろな一般の方々に伝えていくかと言うと、やはりデモ行進、メーデーの集会、大規模キャンペーンなどがあります。こちらは中央メーデーの様子です。今、大規模キャンペーンといたしまして「クラシノソコアグ応援団」と言うキャンペーンを行っております、これはホームページに載っている方々ですけれども、いろいろな方からメッセージを頂戴しております。この様に見える形で皆さんにアピールをさせて頂いているという事になります。

## 6. 運動のパワーアップ

(資料 24 ページ) この様な運動ですが、やはり運動のパワーアップを図って行く必要があります。連合と言いましても徐々に組織人員が少なくなってきました。労働組合のある会社、無い会社、様々あります。そこで、やはり数は力という事もありますので、組織力を強化するために、2020 年までに 1,000 万人連合の実現を目指しております。また組合リーダーの育成と一体的な運動の推進。そして、若者・女性の連合運動への参画を促しているという部分。職場から始めよう運動のさらなる展開という事で組織力を高めていかなければパワーアップは図れないという事。つぎに政策の実現力です。政策をいかに実現させていく事が出来るか。そういった事を高めていくためにも生活者、働く者の立場に立った政策実現活動を行っているという部分。そして、政策立案を高める。政策作りを担う人材の育成、そして専門家とのネットワークの強化、関係団体との連携強化と政策作りを担う人材の育成も併せて行っていかなければならないという部分です。あと発信力になります。いかに伝えていくか。発信力を強化する、組織内への発信強化、社会への発信力の強化で新たな手法の検討も行っていかなければならない。いかに皆さん達に発信できるかという事です。今日も私が寄付講座という形で、連合の考えを皆さん達学生の方々に分かっていただくために送り込まれて来た事も発信力として『連合はこういった事をやっていますよ!』という事であると考えます。それでは、連合の役割。(資料 25 ページ) 運動のパワーアップを図るために連合の政治的役割と政治活動の部分になります。連合の役割といたしまして、

労働者を代表する社会的組織として「力と政策」を強化し、政治活動に積極的に取り組んで参ります。「働くことを軸とする安心社会」に関する情報発信と合意形成を図っていかねばならない。そして、労働者の立場に立った政党・政治家との連携と組合員への支持拡大を計っていくという事です。あと、「連合の進路」を基本とした政治を実現させるために政治勢力を結集させていかねばならない。と書いてありますが、非常に面倒くさく、難しい話の様に聞こえます。次に連合の政治活動があります。審議会等の政府、地方自治体への諮問機関との参加と、支援政党・政治家との連携した政策・制度の実現を図っていく。次に、政党、市民グループ、諸団体と連携して政策・制度に関する世論喚起、大衆行動を实践。次に、「働くことを軸とする安心社会」実現させるために連携し活動できる政党、政治家を支援し政策協定を結んだ政党・政治家に連合が掲げる政策の実現を求めているという部分です。あと、組合員の政治の意識向上と選挙活動への参加を促すこと。そして法令順守、社会通念上節度をもった活動支援を推進していくという事ではありますが、非常に難しい言葉ばかり並べました。次のページでもっと分かりやすく話をさせていただきます。

## 7. 政策実現に向けた政治活動の強化

政策実現に向けた政治活動の強化という部分を説明させていただきます。(資料 26 ページ)

労働者・生活者を優先する政治・政策の実現、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制をつくる為、政権交代可能な二大政党的体制の構築を求め、要請活動の展開、組合員の意識向上や参加促進など、政治活動を進めてまいります。という部分になりますが分かりますか。『独裁政治じゃダメなんだよ』という事です。皆の意見を聞いて切磋琢磨してもらって、良いものを創り上げていくために政権交代も可能にしておかねばならないという事です。今の安倍政権は独裁政治だ！とか言われています。ずっと政権を取っていると私達が望まない法案が通っている訳です。カジノ法とか、そんな事よりもっと大事な事があるのではないかと思える訳です。

それでは私達はこの間の選挙を戦って参りました。この間の参議院選挙、皆さんも投票権あったと思います。投票に行かれましたよね？山形選挙区では舟山康江さんへの支援を行って参りました。こちらの方(資料 27 ページ)は連合が推薦した比例区の候補者 12 名になります。結果ですが星マークの方は当選されました。矢印が下を向いている人達 4 名ほどいらっしゃいます。力及ばず落選させてしまいました。私どもの JAM の副会長も新人で立候補いたしましたが残念ながら落選という結果でした。こういった形で私達の連合の組織の中から議員を出して、私達労働者の意見を国会の場に届けるため政治活動を活発に取り組んでおります。

## 8. 連合山形 政策・制度要求の行動

次に、(資料 28 ページ) 今まで本部の話をさせていただきましたが連合山形としての政策・制度要求の行動について説明させていただきます。連合山形としては 3 つの政策を重点課題として、地域から取り組むという事でございます。1 つ目が人口の減少問題への対策として、若者の定住促進に向けた施策や、若者が安心して結婚・出産・子育てできる環境づくりの強化など、地方創生に向けた取り組み。2 つ目が、「医療・介護総合確保推進法」が成立し、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができ、必要とされるサービスが提供されるような地域のケアシステムの構築に向け取り組んでほしい。3 つ目が、「貧困の連鎖」を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないよう、社会的共通資本である義務教育は原則無償とし、すべての子供が、学ぶための教育機会の保障と環境整備を推進してもらいたいという事を重点課題としております。そして政策・制度を作り込むためにどういった事をしているのかという部分になります。構成組織における政策課題や労働に関する課題、県民の生活に関わる課題にもとづいた県予算編成に向けた要請づくりを進める。そのために、「制度政策確立委員会」の活動を強化し、政策要求の達成状況を見極めながら県民運動として取り組んでいきたいという事です。あとは先程と同じように政党・議員・推薦首長、「首長」と言うのは知事・、市長・、町長・、村長のことを首長という形で紹介) と連携を図っていくという事です。各種団体と定期的な協議を持っていく。先程見ていただきました経営者団体とか、そういった中小企業の同友会などとの懇親を図っていく。あとは NPO 法人との連携。3 番目は、労働福祉団体との協力関係を強化していきたいという部分です。これも細かいので割愛させていただきますながら次に進みたいと思います。

先程申し上げましたこれは連合山形の組織図になります。(資料 29 ページ) ここに「政策制度確立委員会」があって、5 部会があって、一つ一つここで話し合われています。1) 雇用・労働。2) 行政・政策。3) 産業。4) 福祉・社会保障。5) 教育と環境。各部会ごとに話し合わせ、ここで話し合われた事を基に県の方に要請を行っているという組織図になっております。これが(資料 30 ページ) 吉村知事に対して要請を行って

いる様子になります。ここであげられるのは、皆さんに関わるのは2番ですかね赤い所。若者の県外流出について、東京都心や隣接する宮城県に年間多くの県民が流出しております。県民の主要な労働条件でありセーフティネットである、最低賃金の大幅引き上げが重要であります。地域の格差やはり首都圏は最低賃金高いです。宮城とかもやはり最低賃金高いですよ。やはりそちらの方に人口が流出して向こうに定住する訳です。だから山形の人口がどんどん減ってってしまうのではないかという事を連合山形として県議会の方に要請しているという部分になります。これが(資料 31 ページ) 要請書の内容になります。1つ1つ説明をすると時間が掛かってしまいますので大きい所だけ説明させていただきます。雇用・労働政策の部分が7項目ほどあります。行政改革ですね、後で読んでいただければと思います。こちら7項目。産業・環境政策の部分になります。社会保障、教育政策についても要請としてあげさせていただいております。次に(資料 32 ページ) 連合山形で審議会等への参加と意見の反映という部分です。山形県の最低賃金審議会への答申になります。先程言ったように審議会ですので、公益側、労働者側、使用者側の三者が審議委員を出し合ひまして協議を行っております。やはり使用者側の方はどうしても1円たりとも上げたくないわけです。労働者側としては1円でも上げていかなければならない。それを公益側の中立的な立場の方と話し合いをして決めていくという事になっております。今年は21円上げて717円という結果です。これが地域の最低賃金となります。また、その他に産業別の最低賃金があります。山形県では、電気機械器具、一般機械、自動車部品、自動車整備と4つあります。実は私も電気機械器具の審議委員もしております、労働者側の意見を述べる。使用者側は出せない。公益側の方で言いますと、山大的コーエンズ先生も公益側として参加していただいております。三者で3人ずつ出し合っているいろいろ話をさせていただいて今年も決めてきたという事になります。私達としては、働く者の代表として1円でも上げていただきたいという旨を交渉してきたという経緯になります。次に(資料 33 ページ) 連合山形としては経営者団体との定期協議も行っております。こちらの部分は経営者団体のトップの方達との意見交換会ですね。岡田連合山形会長、こちら側は山形新聞の寒河江社長さんとの一面ですね。どういったことが話し合われたのか「デフレからの脱却・経済の好循環」のための月例賃金(基本給)の改善、非正規労働者の雇用安定に向けた処遇の改善などについて連合山形より2016春季生活闘争交渉に関する要請書を手渡し、意見交換がなされていったという紹介の場面になります。次に(資料 34 ページ) 連合山形としても、デモ行進、集会や大規模キャンペーンなどが行われております。やはり一般の方々にアピールするためにはメーデーでデモ行進を行って集会を行っております。キャンペーンとしては、貧困と奨学金問題について考えるセミナーを開催、戸室先生からここでご講演をいただいているという場面であります。ここが最低賃金の大幅引き上げを求める街頭署名活動や宣伝活動を行ったという部分。先程と同じで重複しますが、参議院選挙において舟山さんを当選させるべく集会を行ってきたという部分でございます。その他にも無いのかという事ですが、数ある中の一つになりますが、(資料 35 ページ) 連合山形として地域活性フォーラムを開催しております。ここでは吉村県知事から講話をいただいております。「人と地域が輝く【やまがたの創生】の前進に向けて～」の講義を頂戴して山形新聞社長の寒河江社長さんから「地方創生で知恵を絞る～産官学金労言」と題して記念講話を頂戴した。「産官学金労言」と言うのは分かりますか。「産」は産業、「官」はお役所、「学」は学校、「金」は金融機関、「労」は労働者、「言」はマスコミさん、そういった事になります。

### 9. 「雇用に関わる事例紹介」

それでは次に(資料 36 ページ)「雇用に関わる事例紹介」という部分になります。今までは、私たちがどのように政策を実現させていくため取ってきた行動について足早に説明をさせていただきました。皆さんたちが理解出来ていないままに進んでしまったのかなと反省をしておりますが、分からないことあったら後程20分程かけて質疑等の時間がありますので、そこで是非質問していただく事として、次は雇用に関わる事例の紹介というところに入らせていただきます。JAMは私がいる産業別組合です。そちらの「JAMは首切り・合理化、倒産等にも的確に対処できます」という部分です。皆さんは、これから社会に出ます。必ずどこかで勤められると思います。一番困ることは何だろう?という事です。せっかく勤めた会社が倒産してしまう。非常に怖い事です。そういった事もサポートしていかなければならないという事でもあります。それについても、やはり法律や政策や制度、これも大きく関わっているのです。その部分を事例といたしまして紹介をさせていただければと思います。景気は回復しているとはいえ、中小企業にとってはまだまだ厳しい企業環境が続いています。JAMを構成する多くの労働組合は中小企業に依存しているため問題を抱えている企業が少なくありません。しかし、首切り・合理化が当たり前のような社会的風潮の中にあつてJAMの各組合は、安易な首切り・

合理化を認めてはいません。JAMは会社に収支状況や資産、負債状況等の決算内容を明らかにさせて常に経営状況を労働組合の立場からチェックをして、問題があれば労使で議論をして解決を図る等、首切り・合理化を出さない取り組みを日常的に展開しております。首切り・合理化提案があった時、労働組合の立場から抜本的な企業再建計画を逆提案し、労使でその計画を実行して、首を切らせずに企業を再建させた組合も少なからず存在しております。また、構成組織の中には民事再生法を申請した企業もあります。JAMの指導に基づいて当該労働組合と会社が一体となり、倒産寸前の企業を再建させた実例もあります。JAMの各組合は、雇用と職場を守るために経営戦略、方針にまで労働組合が強力にかかわる活動を行っていますという部分で、少し長くなりましたが説明をさせていただきました。民事再生法、これは法律・制度なのです。『この法律ってはっきり言って何なの?』と疑問に思われるはずです。勤めていて『内の会社、民事再生法適用申請します』『えっ!それって何?』働いている人達は、そういった勉強をしている人は稀です。『それってどういう法律なの?』『どういう制度なの?』となります。それでは、民事再生法について説明します。再建型の倒産処理の手続きを定めた新しい法律であります。再建型。平成12年(2000年)4月1日に施行されました。債務の返済が困難な会社や個人も債権者の同意の上で再生計画に従って債務を弁済し、弁済というのは借金を払っていくという事です。事業の継続や経済生活の安定を図っていく制度です。倒産に伴う資産の劣化や従業員の離散を食い止め、早期の再建を促すと共に経営譲渡などをスムーズに進めるのが狙いです。民事再生法施行前の従来は、和議法と言われました。和議法は倒産のような廃業、清算処理をする清算型の倒産処理をしていた。それを止めて民事再生法、再生できる制度につくり変えてきたという事であります。(資料37ページ) 実はかわでん、私が勤めている会社です。民事再生法は、2000年4月に施行された訳ですが、その年の9月に旧川崎電気は、民事再生法の適用申請を行いました。負債総額が280億円でありました。すごい金額ですよ。私はこの時すでに勤めておりました。いくら働いても借金を280億円背負っている訳ですから利子を払うだけでやっつですよ。黒字なんか出せなかったのです。もし黒字1億円出しても280年かかるという事なのです。分かりますよね。どれだけ働く人がやる気を失っていたかなのです。『うちの会社いくら働いたって赤字だ、借金ある、俺勤めている間借金払い終わんねえ』そう思いながら、不満に思いながら働いていたのです。先程から、ずっと自分達が働く環境、どうにもならない政策の部分とかありました。出すのなら和議法しかない、もう潰れるしかない!そんな状態でした。そこから2000年4月に民事再生法という新しい法律が出来る事が分かった訳です。そこで1999年の秋に新しくできる民事再生法についてJAMの政策・制度研修会で勉強できる事を知り、私は当時書記長という立場でありました。事務的なところの総括しておりました。そこで、当時の委員長と二人でその政策・制度研修会が静岡の熱海で開催されましたので、熱海まで行って必死で勉強してきました。やはりそれが組合員のためになる、新しい政策や制度について私達に関わる制度について、しっかり勉強しなければならないと言う使命感で、そして再生法とはどういうものなのかを勉強してきた訳であります。民事再生法の適用申請を行う前の日、かわでんの本社は山形ですけど社長は東京にいましたので、東京本社に「委員長と書記長来てもらいたい」という呼び出しがあり、夜のうちに上京し翌日の朝一に社長と組合側2人の3人で話しをしました。「実は今から役員会を開く前に話すが、今日、民事再生法の申請をしたいと思っている。組合として賛同できるか?今なら従業員は助けられる。従業員を残したまま再生できる。このタイミングを逃したくない」と当時の社長から言われ。私達は、民事再生法というものはどういったものなのかを事前に勉強していた事もあり、これは従業員が生き残れる方法は民事再生法しかない、このままでは会社の運転資金が底をつき民事再生法すら申請できない状態になってしまう事を認識しておりましたので、二つ返事で『お願いします』とその場で返せた訳です。その後すぐに役員会を開いて昼一に東京地方裁判所に民事再生法の適用申請を出したのです。そういった経緯があります。それが何も勉強していない状況の中、急に呼び出され今から民事再生法の適用申請を出すからと言われると『何ですかそれ?会社潰れちゃうんですか?』なんていう風になっていたかも知れませんが、いろいろな所から情報を得ていたと言う事もあり混乱する事はありませんでした。民事再生法により77%の借金を免除(債権者集会によって比率が決まる)にしていただけました。画期的だと思いました。でも資産全部がそのままという訳にはいかないのです。工場やいろいろな所を売却という条件も付きました。だから山大さんの、上山にあります研究所。あそこの研究所は、実はかわでんの研究所でした。あれを買っていただいたという事になっております。そして借金は、ほぼ棒引きにいただけましたが、やはり運転資金が足りずスポンサーを探す必要がありました。いろいろなスポンサーを探しました。九州の工場閉鎖するのならいいよとか、100人ぐらい人員整理するのならいいよというスポンサーさんがいろいろといらっ

しゃいました。最終的に2社でした。ソフトバンクインベストメント、孫さんの所じゃないんです。孫さんと一緒にやっていた北尾吉孝さんと言う方のソフトバンクインベストメント（SBI）という所と、キャピタルドットコムという2つの会社から出資をさせていただいて再生をしていったという事になる訳です。それで、かわでんは4年でなんとか再上場まで辿り着くことができました。前は東証二部の方に上場しておりましたが、民事再生法を出しましたので、上場廃止になっておりました。でもソフトバンクインベストメントとかキャピタルドットコムは出資をしますけども、やはり投資をさせていただいて、再上場させて、キャピタルゲイン(売却益)を目的として、投資をして頂いた訳です。それはやはりそういった形で再上場は必須だった訳であります。じゃあ普通だったら再上場されると株を売り払われて全然知らない人が株を買い取って、その傘下に入るのはないのかと思われがちですが、このソフトバンクインベストメントの北尾さんという人はとても素晴らしい人格者でありまして、かわでん自体に株を戻してくれたのです。だから、かわでんは他所の傘下に入らず、また自力で立ち立ちをさせて頂いたというとても素晴らしい再建のさせ方をして頂いたのが今があるという事なのです。だからスポンサー選びは、とっても大事な事だったという事です。皆さん、2年生の方が多いと聞いておられますが、3年生、4年生の方もいらっしゃるかと思います。これから会社に就職なされ、いずれ経営者になる方もこの中には必ずいるかと思います。経営者になられる方、こういったいろいろな経済や社会の波がしばしばある訳です。そういった波を乗り越えていっていかねばならない。必ず乗り越えていただきたいと思います。だから、こういった事例もあったんだよなあ！という事をちょっと頭の片隅にでも置いていただいて、自分が今後勤める会社、もしくは中には会社を興したいと考える方もいらっしゃるかもしれません。どこかで、かわでんの金子がこういう事例を説明したなという事を頭のどこかに置いていただければなと思います。最後このページ、(資料38ページ)皆さんの手元の資料ちょっと小さくて見えないかも知れませんが、これも山新の切り抜きです。ここに労働組合の踏ん張りがあります。中身小さいので見えないですけど、口頭で説明させていただきます。民事再生法を申請しました。普通であれば、お客様が潰れた会社に仕事なんか出してくれないんですよね。信用ない、また潰れる、仕事出しても潰れたら困りますよねえやっぱり。困るんですよ。信用して貰えてなかった。信用していただけない。ただ、仕事を続ける力はまだまだあった。じゃあ、どういった行動を取ったかという事です。労働組合が関わっていった部分といたしまして、うちの会社は、配電盤という物を作っております。お客様は、電気工事会社さんです。電気工事会社さんといっても何千人と従業員さんがいる大企業です。そこに倒産しかけているかわでんの営業や取締役が何度行っても門前払いされるのが当然です。そこでお客様の所にも労働組合がある訳です。労働組合の仲間意識のすばらしいところで、JAMの会長が電力総連の会長さんに事情を説明していただき、支援していただける事になりました。そして電力総連の会長から各電気工事会社さんの社長さんに直接電話していただいて、「かわでんは十分に仕事をやれる会社である。社長会ってほしい」とアポを取って頂き、当時の委員長と副委員長が会社の取締役を連れて日本一周したんですよ。かわでんは従業員を1人も切らずに頑張っってモノづくり出来ます。是非、御社からも注文を今まで通り出していきたいと全国を回り歩いた。そして注文を従来のまま出していただけただ、という経緯があって労働組合の踏ん張りがあったという事を紹介している部分になります。そういった事で、労働組合も会社と一丸となって再建をさせる事が出来るという部分であります。それもやはり働く人の生活を守るために本当に必要であったという事でありました。皆さんも、これから会社に勤められるかと思います。いろいろな事に遭遇するかもしれませんが、皆さん達と会社側と労働者側と話し合いをしてより良い方向に進めるように心掛けていただければと思います。

## 10. まとめ

それでは最後になります。(資料39ページ)「働く」を支える。働く人の暮らしを守る。」連合は「働くことを軸とする安心社会」を目指しております。労働組合は、問題を解決していくことが最終的なテーマですが、その為には日頃より、あらゆる方面にアンテナを張りめぐらし、これからの世論・情勢そして、身の回りを把握・分析し、どのようにアクションを起こしていくか。そして見直し新たな行動に繋げていくかを民主的に考え行動をしまりますということが連合の「働くことを軸とする安心社会」を目指す事に繋がっている訳でございます。今日は貴重なお時間どうもありがとうございました。ありがとうございました。

以上